

ジャパンネット銀行との契約内容について

株式会社ゼウス（以下、「当社」）は銀行法第52条の61の10第3項の定めに従い、ジャパンネット銀行との契約内容を以下のとおり公表いたします。

電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における、当該損害についての金融機関等と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) ジャパンネット銀行のシステムの欠陥によりジャパンネット銀行が当社から受けた指図内容を処理できず、又は誤って処理した場合、ジャパンネット銀行の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他のジャパンネット銀行の責めに帰すべき事由による場合は、ジャパンネット銀行の負担とします。
- (2) 当社のシステムの欠陥により当社がお客様からの指図内容をジャパンネット銀行に伝達できず、又は誤ってジャパンネット銀行に伝達した場合、当社の管理の不備により情報漏えいが生じた場合、銀行法施行規則に定める電子決済等代行業再委託者に対する管理の不備により損害が発生した場合その他の当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社の負担とします。
- (3) お客様に生じた損害がジャパンネット銀行と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を分担するものとします。

当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置に関する事項及び

当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関等が行うことができる措置に関する事項

- (1) 当社は、ジャパンネット銀行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社又は電子決済等代行業再委託者が取得したお客様に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、ジャパンネット銀行が別途定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。
- (2) 当社がジャパンネット銀行の定める基準を満たさない場合、ジャパンネット銀行は当社に対し、報告の徴求、立入検査（ただし、当社の同意を得た場合に限る。）是正措置の要求、決済サービスの利用停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。